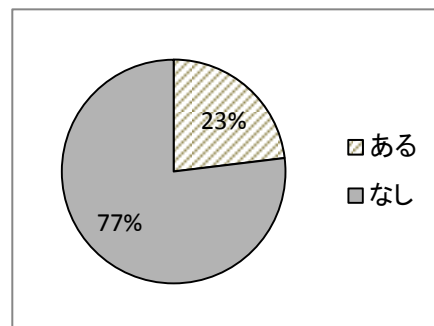


住宅確保要配慮者の居住支援に関するアンケート結果

① 住宅確保要配慮者の賃貸住宅入居に際して、拒否されたとの相談を受けた事があるか。

ある ⇒ 3 課(生活支援課、児童家庭課、住宅政策課)
地域包括支援センター及び在宅介護支援センター (3)

なし ⇒ 8 課
地域包括支援センター及び在宅介護支援センター (1 2)



② 相談者と相談内容について。

【相談者】

- ・単身高齢者
- ・精神障害者
- ・ひとり親世帯
- ・低所得者
- ・外国人

【相談内容】

- ・死亡時の残置物の整理のリスクがあるため、入居を拒否された。
- ・高齢者单身ということから不動産業者から難色を示されて、物件が見つからない。
- ・保証人がいない。
- ・緊急連絡先がない。

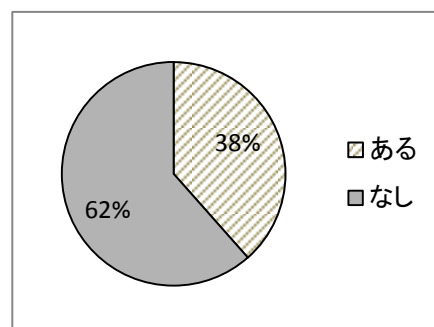
【対応】

- ・課では対応できないので、他の物件を探してもらう。
- ・近隣地域の数件の不動産業者をリストアップして情報提供。
- ・友人や外国人のネットワークで探してもらう。
- ・民間賃貸住宅情報の提供（ハトマーク、ウサギマークの不動産屋）、市と協定を結んでいる保証会社を案内。
- ・親族から援助してもらい賃貸に入居するよう案内又は親族に契約者になってもらうよう案内。
- ・本人に資力があつたので、財産を担保に UR 住宅入居へ調整を行った。

③ 賃貸に住んでいる単身者が死亡した場合（または死亡する前）に、遺品または残置物整理の相談を受けた事があるか。

ある ⇒ 6 課（国際交流室、生活支援課、高齢者福祉課、
地域福祉課、児童家庭課、住宅政策課）
地域包括支援センター及び在宅介護支援センター (4)

なし ⇒ 5 課
地域包括支援センター及び在宅介護支援センター (1 1)



④ 相談者と相談内容について。

【相談者】

- ・アパートの大家
- ・賃貸住宅管理会社
- ・成年後見人
- ・本人
- ・ケアマネジャー

【相談内容】

- ・単身入居者が死亡した場合の遺品等の処理について苦慮している。
- ・大家や管理会社から、警察から引き渡された自宅の鍵を引き取りたい。
部屋に入るために鍵を開けてほしい。
貴重品、通帳を引き取りたい。
遺留品が腐っていて、被害が出ている。
どうやったら家財を処理することができるか。
家財を市で処分してほしい。
滞納している家賃の支払をどうにかできないか。
- ・単身外国人が死亡し、取扱通知書を親族に郵送するが、日本語が分からないため、翻訳してほしい。

⑤ 住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へ入居する際に、どのようなサービスがあれば円滑な入居が確保できると思うか。

- ・残置物の整理に係る費用の補助。
- ・身寄りのない高齢者等が自ら保証人を確保しなくても入居できるサービス（システム）。
- ・ひとり暮らし高齢者等への安否確認サービス（既存）。
- ・ひとり暮らし高齢者等への家事援助等の生活支援サービス（既存）。
- ・金銭管理、貴重品預かりサービス。
- ・安価な第三者支援や財産保全や遺品整理サービスなど。
- ・身寄りのない高齢者が入院した時などのサポートサービス。（家賃の支払いや円滑に次の住まいや施設に移行できるようサポートしてくれるサービス。）
- ・合鍵を預かってくれるサービス。（警備会社など）
- ・家賃等（敷金、礼金を含む）の援助。
- ・就労収入が低くても入居できる要件の緩和。

⑥ その他、課題等について。

- ・現在も実施しているサービスについて、サービスの利用対象となる高齢者だけでなく、賃貸住宅のオーナーなどへの周知を徹底する。
- ・協定を結んでいる保証会社を案内しても、緊急連絡先がないと利用ができない。緊急連絡先が無くても入居できるシステムや、それを補完するサービスが必要。
- ・精神疾患や障害がある方に関しては、一時的な病状により迷惑行為等に発展してしまい、暮らし続ける事が難しくなる場合があるため転居を繰り返す方が多いのが現状。
- ・要介護状態の方が、階段昇降のない1階の物件を探しても見つからない。医療機関受診も考慮をすると、あまり遠方というわけにもいけないため選択肢が限られる。公的、民間を含めたバリアフリー物件の情報一元化が必要。